

《よろず相談所》 重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	よろず相談所
所在地	富山市上大久保 1308-2
電話番号	080-3578-5300
管理者氏名	吉山 尋子
サービスの種類	計画相談、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援
事業者指定番号	1630100293（障害者） 1670100146（障害児）
事業開始年月日	平成 30 年 7 月 1 日
サービス提供地域	富山市
精神障害者支援体制	あり
要医療児者支援体制	あり
行動障害支援体制	あり
事業の目的	利用者、障害児及び障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った適切な指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の提供を確保することを目的とする。
運営方針	事業所は利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関連機関との緊密な連携を図りつつ、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、適切かつ効果的に行うよう努めるものとする。 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った指定地域相談支援の提供に努めるものとする。 事業所は自らその提供する指定地域相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとする。 前各項の他、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（平成 24 年厚生労働省令第 27 号）に定める内容のほか関係法令を遵守し、指定地域相談支援を実施するものとする。

2 事業所の職員体制など

職種	従事するサービスの種類や業務	人員
管理者	事業所の管理業務	1
相談支援専門員	計画相談、地域移行支援、地域定着支援、 障害児相談支援	1

3 営業時間

	適用日	営業時間	備考
1	月～金	8：30～17：30	
2	土・日・祝日	休業	
3	年末年始	12月31日～1月3日休業	

4 サービス利用料及び利用者負担

- (1) サービスを利用するための、利用者の負担はありません。サービス等利用計画案の作成やモニタリングの実施、地域移行支援にあたる介護給付費は、事業者が利用者にかわって代理受領します。
- (2) 相談支援専門員が、通常のサービス地域をこえる地域に訪問や出張する必要がある場合は、旅費（実費）をお支払いいただきます。

5 相談窓口、苦情対応

- (1) 利用者は提供されたサービスに関して、苦情受付窓口に対し苦情を申し立てることができます。
- (2) 事業者は、利用者が苦情申し立てをした場合にも、利用者に不利益な対応をすることはありません。
- (3) 事業所相談窓口

苦情解決責任者	吉山 尋子	応対時間	8：30～17：30
電話番号	080-3578-5300	FAX番号	076-461-7830

(4) その他の相談窓口

苦情受付担当者	富山市障害福祉課	電話番号	076-443-2056
苦情受付担当者	富山県国民保健団体 連合会	電話番号	076-431-9827
苦情受付担当者	富山県福祉サービス 運営適正化委員会	電話番号	076-432-3280

6 虐待防止

事業所は、利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対して研修を実施するなどの措置を講ずるよう努めます。

(1) 事業所の相談窓口

虐待防止責任者	吉山 尋子	応対時間	8 : 30～17 : 30
電話番号	080-3578-5300	F A X 番号	076-461-7830

7 ハラスメント対策

- (1)事業所におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2)利用者が事業者の職員に対して行う、暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

8 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1)事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- (2)事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (3)従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のために研修及び訓練を定期的実施します。

9 業務継続計画の策定等について

- (1)感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務開催を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2)従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3)定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10 法人の概要

名称・法人種別	医療法人社団 中山会
代表者名	理事長 中山 哲規
法人所在地	富山市上大久保 1570-1
電話	076-467-0031
F A X	076-467-5570

令和 年 月 日

説 明 確 認 書

契約締結にあたり、重要事項を説明しました。

(事業者)

所在地 富山市上大久保 1308-2

医療法人社団 中山会

事業者名 よろず相談所

説明者 吉山 尋子

契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

(利用者)

住所

氏名

(法定代理人)

住所

氏名